

部群合會大會の決議、東京城南、荏原支部に於ける加藤勤十君の除名取
消案の提出その他秋田、栃木、群馬、青森、京都、岡山等々に於ても除名取消の
要求は、今や將に炬火の如く、挙げて出るとしてゐる。

かゝる情勢に今更の如く本部幹部は固執を強めて、狼狽を對策に奮心してゐる。
しかしながら本部幹部のこの道は二つに分れてゐる。旧日労党に還元するものと
此れ合同並初期の精神にかへつて統一運動を企及し、つづかせるものがある。我々は勿論、
後者の道を選択し、なるべく本部幹部と強硬な態度を取らぬ。

「分反」が結党の方針をとらず、あくまでも党内にとまり、今や「分反」を自
身に鮮明して「分反」大衆が完全に党内に突入し、か本部幹部は、この激するこ
ろとに拘りず、この後者の道をとるべく、余儀なくせらるゝであらう。

(4) 「分反」運動の限度

「分反」は上述の如く

(1) 被除名右翼幹部の除名取消

(2) 共同戦線党の防衛 分反の危機の防衛

(3) 単一無産政党政現への具体的な巨歩としての地方政党との合同

の日常政治斗争の激化による未組織の組織

(4) 離行を行へる党幹部に對する不信、か、斗争部より大衆の離反

(1) 大衆の離反の危機を防衛すること

(2) 共同戦線党の防衛

(3) 単一無産政党政現への具体的な巨歩としての地方政党との合同

たが、分反が上述の情勢に拘りず、今は當初課せられた任務をば、成功的に遂行
せんと欲せば「分反」なる組織形態をとることは不可能である。何とすれば、先に述
べた如く、党幹部の「分反」軌道政策は「分反」をして党内に突入せしめ、党外の
組織たる黨を拘り、第四の任務たる日常政治斗争の激化を、これによる未
組織大衆の獲得を困難ならしめ、また、党内の大衆とのこれ以上の密着による
如上の任務の遂行を困難ならしめるからである。

かくの如く「分反」の組織形態を以てしての運動は一定の限度を有し、これ以上の激
果を期期することは不可能である。この「分反」の限界の必要がある。

かくの如く、今や「分反」の第一の任務も、或巧的に遂行し、更に新たな任務遂行
の端につくべき時期に到達した。しかも如上の如き情勢は「分反」を鮮明な「分反」
大衆として日本大衆に完全によまらしめ、これに依つて、今や對稱として起り、衆力を統
一への道を促進し、全合同の実現、單一無産政党政現への拍車たらんことを期するは、
終極的の在りし「分反」の導致にとるべき道である。

然らば「分反」の鮮明な「分反」大衆は、日本大衆党内に於ていかに斗争すべきであるか。